

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
岐阜県知事は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務及び附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得ることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	・本人確認情報とは、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報のことをいう。住民基本台帳ネットワーク(以下、「住基ネット」という。)において、都道府県は、住民基本台帳法(以下、「住基法」という。)に基づき、市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。 ・附票本人確認情報とは、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報のことをいう。住基ネットにおいて、都道府県は、住基法に基づき、市町村からその市町村の区域内に本籍を有する者の附票本人確認情報に関する通知を受け、附票都道府県サーバに都道府県知事保存附票本人確認情報として保有する。 ・住基ネットは専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構(以下、「機構」という。)が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御を行うなど厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のため、アクセス管理を行い、端末操作者を限定し、操作履歴を保存する等の対策を講じている。 ・都道府県サーバ及び附票都道府県サーバは全都道府県分を1ヶ所(集約センター)に集約し、その運用・監視を機構に委託している。

評価実施機関名
岐阜県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】
公表日
令和5年12月18日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

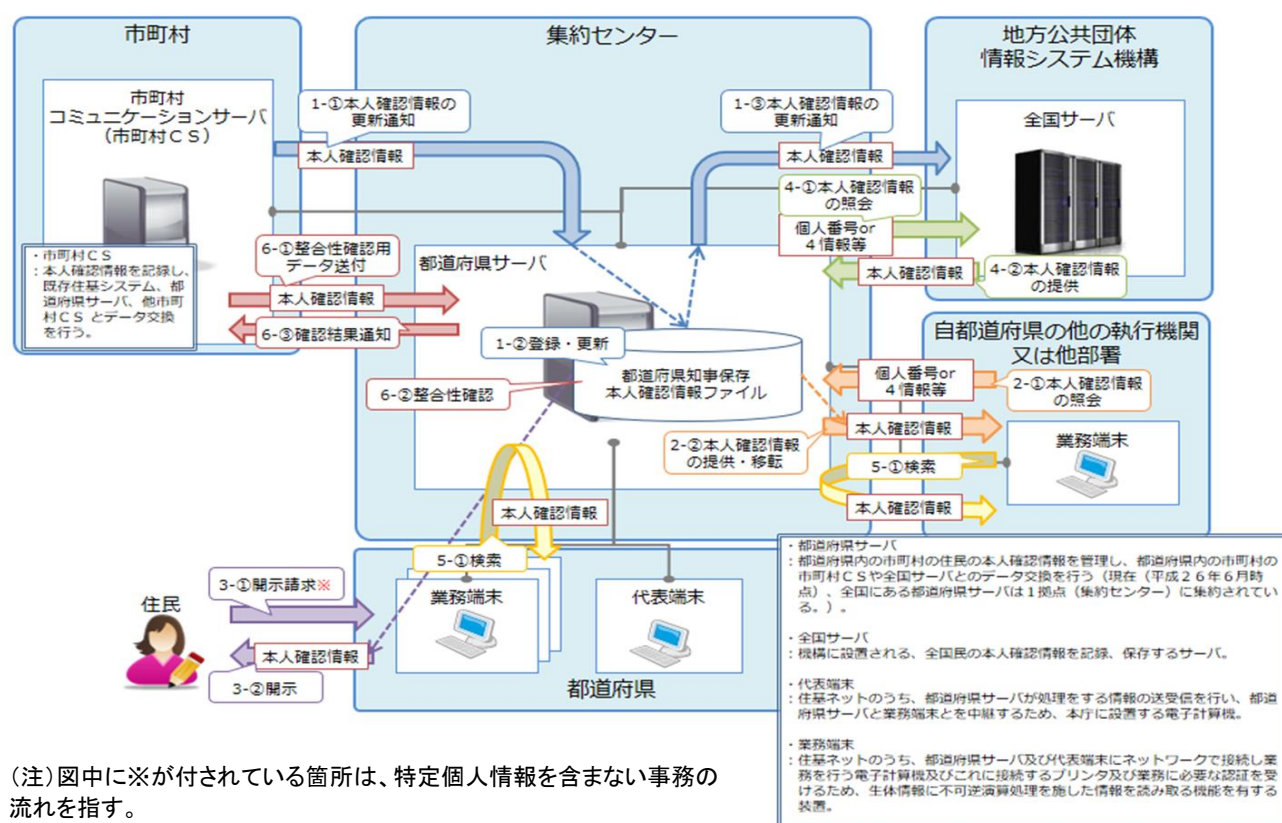
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務	
②事務の内容 ※	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、都道府県では、市町村と共同し、住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認の仕組みである住基ネットを構築している。 住基ネットにおいて、都道府県は、市町村が住民票の記載等を行った場合、当該住民票に係る個人番号を含む本人確認情報の通知を市町村から受け、都道府県サーバに当該本人確認情報を特定個人情報として保有することとなる。 具体的に都道府県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。（別添1（1）を参照） ①本人確認情報の更新に関する事務 ②本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への移転に関する事務 ③本人確認情報の開示に関する事務 ④機構への本人確認情報の照会に関する事務 ⑤本人確認情報の検索に関する事務 ⑥本人確認情報の整合性確認に関する事務 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担う「附票連携システム」において、市町村が戸籍の附票の記載等を行った場合、当該戸籍の附票に係る附票本人確認情報の通知を市町村から受け、附票都道府県サーバに当該附票本人確認情報を保有することとなる。なお、附票本人確認情報には、個人番号は含まれない。 具体的に都道府県では、住基法の規定に従い、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。（別添1（2）を参照） ①附票本人確認情報の更新に関する事務 ②附票本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への移転に関する事務 ③附票本人確認情報の開示に関する事務 ④機構への附票本人確認情報の照会に関する事務 ⑤附票本人確認情報の検索に関する事務 ⑥附票本人確認情報の整合性確認に関する事務	
③対象人数	[30万人以上]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		
システム1		
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ部分について記載する。	
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 ：都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 ：自都道府県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報（氏名、住所、性別、生年月日）等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 3. 本人確認情報の開示 ：法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構への情報照会 ：全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5. 本人確認情報検索 ：都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを探索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 本人確認情報整合 ：都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。	

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
システム2	
①システムの名称	附票連携システム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、附票連携システムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。
②システムの機能	1. 附票本人確認情報の更新 : 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 : 自都道府県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報等に対応付く附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 3. 附票本人確認情報の開示 : 法律に基づく本人による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構への情報照会 : 附票全国サーバに対して住民票コード又は4情報の組合せをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。 5. 附票本人確認情報検索 : 附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 附票本人確認情報整合 : 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 都道府県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。具体的には、市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ②自都道府県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ③住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ④住基法に基づき、機構に対して本人確認情報を照会する。 ⑤住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 都道府県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、区域内に本籍を有する者に係る最新の附票本人確認情報を管理する。具体的には、市町村からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ②自都道府県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供・移転する。 その際、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 ③本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。 ④住基法に基づき、機構に対して附票本人確認情報を照会する。 ⑤附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する附票本人確認情報との整合性を確認する。
②実現が期待されるメリット	本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることに加え、行政側においても、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、事務の効率化につながるが見込まれる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	清流の国推進部市町村課
②所属長の役職名	市町村課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

(1) 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務



(注) 図中に※が付されている箇所は、特定個人情報を含まない事務の流れを指す。

(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①.市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
- 1-②.都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③.機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。

2. 自都道府県他の執行機関への情報提供又は他部署への移転

- 2-①.自都道府県他の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
 - 2-②.都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。
- ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。
- ※自都道府県他の執行機関又は他部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合（一括提供の方式（注1）により行う場合）には、都道府県サーバの代表端末を操作し、媒体連携（注2）により行う。
- （注1）自都道府県他の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報（検索条件のリスト）を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。
- （注2）媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。

3. 本人確認情報の開示に関する事務

- 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける（※特定個人情報を含まない）。
- 3-②.開示請求者（住民）に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-①.機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-②.機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

5. 本人確認情報検索に関する事務

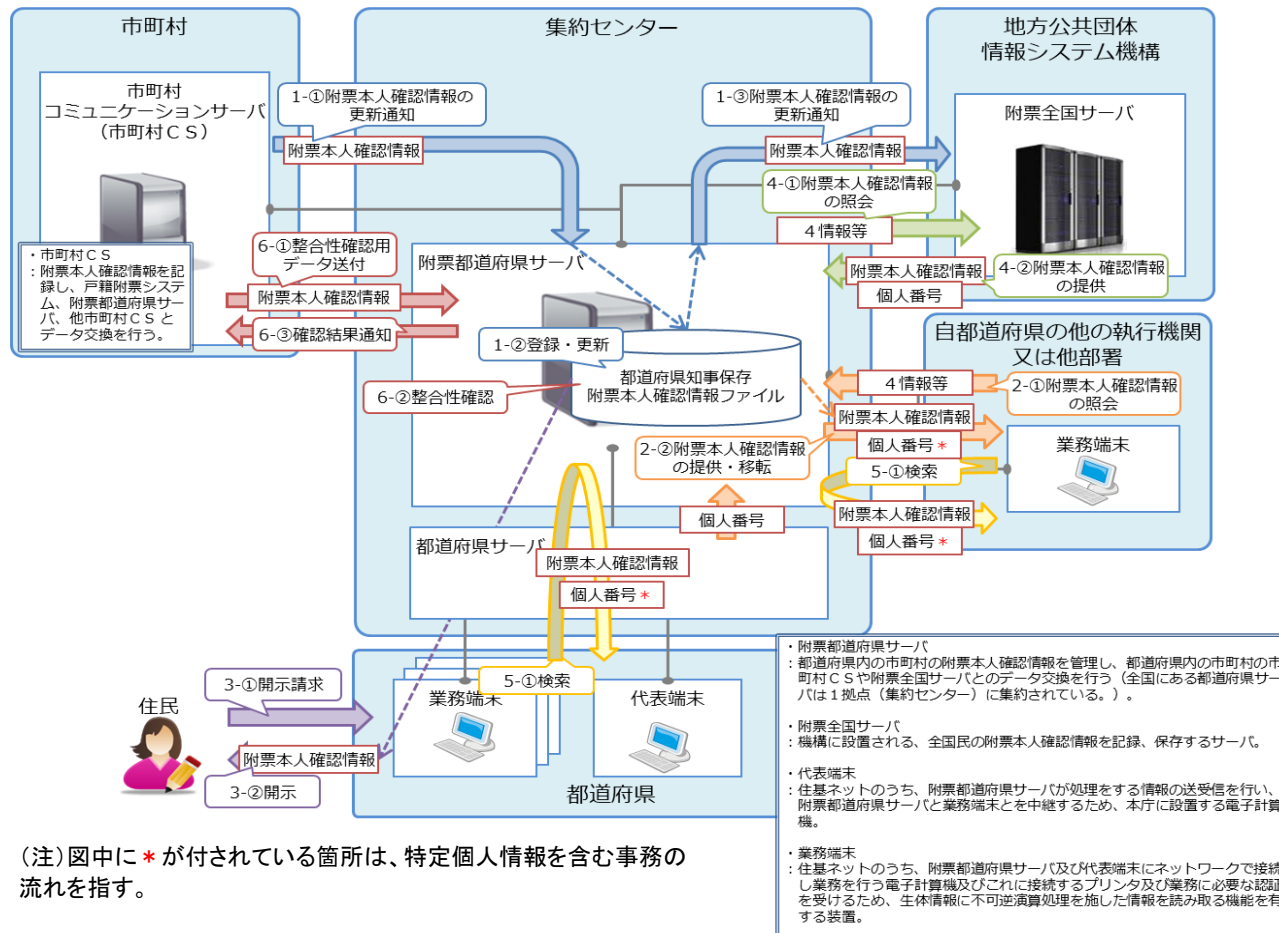
- 5-①.4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。

6. 本人確認情報整合

- 6-①.市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②.都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③.都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

(別添1) 事務の内容

(2) 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務



(備考)

1. 附票本人確認情報の更新に関する事務

- 1-① 市町村において区域内に本籍を有する者の異動に関する情報を、市町村CSを通じて附票都道府県サーバに通知する。
- 1-② 附票都道府県サーバにおいて、市町村より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③ 機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。

2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転

- 2-① 自都道府県の他の執行機関又は他部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
- 2-② 都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。
その際、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。

※検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。

※自都道府県の他の執行機関又は他部署に対し、附票本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1)により行う場合)には、附票都道府県サーバの代表端末(都道府県サーバと共用する。)を操作し、媒体連携(注2)により行う。

(注1) 自都道府県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に附票都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。

(注2) 媒体連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。

3. 附票本人確認情報の開示に関する事務

- 3-① 本人より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。
- 3-② 開示請求者(本人)に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-① 機構に対し、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
- 4-② 機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。

5. 附票本人確認情報検索に関する事務

- 5-① 4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索する。

6. 附票本人確認情報整合

- 6-① 市町村CSより、附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。
- 6-② 附票都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③ 附票都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(区域内のいずれかの市町村において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下、「消除者」という。)を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月21日
⑥事務担当部署	清流の国推進部市町村課

3. 特定個人情報の入手・使用				
①入手元 ※		[] 本人又は本人の代理人 [] 評価実施機関内の他部署 (		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない ☐ 1) 委託する ☐ 2) 委託しない	
委託事項1	都道府県サーバーの運用及び監視に関する業務	
①委託内容	全国の都道府県サーバーを1拠点(集約センター)に集約したことに伴い、都道府県サーバーの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部	☐ 1) 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
	その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。
③委託先における取扱者数	☐ 10人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上	☐ 10人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他	
⑤委託先名の確認方法	当県ホームページで契約情報を原則公表している。	
⑥委託先名	地方公共団体情報システム機構(機構)	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない
	⑧再委託の承諾方法	書面による承諾
	⑨再委託事項	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。
委託事項2	住基ネットの運用保守に関する業務	
①委託内容	県で設置するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器について、運用保守業務を委託する。委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部	☐ 1) 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
	その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)へアクセスする際に利用するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器について、運用保守業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。

③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 （原則、特定個人情報ファイルの提供は行わないが、運用保守業務上、必要がある場合は職員立会の上、代表端末又は業務端末により確認する。）
⑤委託先名の確認方法		当県ホームページで契約情報を原則公表している。
⑥委託先名		NECキャピタルソリューション株式会社 中部支店
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、事前に書面により県の承諾を得ることとしている。
	⑨再委託事項	県で設置する庁内ファイアウォール、代表端末、業務端末等の機器に関する運用保守業務。なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、再委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (3) 件 ☐ 移転を行っている (1) 件 ☐ 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	都道府県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	市町村長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。
提供先2	自都道府県の他の執行機関
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)
②提供先における用途	住基法別表第六に掲げる、自都道府県の他の執行機関への情報提供が認められる事務及び条例で定める事務の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	自都道府県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。
提供先3	住民
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)
②提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同上					
⑥提供方法		☐ 情報提供ネットワークシステム		☐ 専用線			
		☐ 電子メール		☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)			
		☐ フラッシュメモリ		☒ 紙			
		☐ その他（　　　　　）					
⑦時期・頻度		開示請求があった都度、随時。					
移転先1		自都道府県の他部署					
①法令上の根拠		住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)					
②移転先における用途		住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務及び条例で定める事務の処理に用いる。					
③移転する情報		住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。					
④移転する情報の対象となる本人の数		☐ 100万人以上1,000万人未満		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同上					
⑥移転方法		☐ 庁内連携システム		☐ 専用線			
		☐ 電子メール		☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)			
		☒ フラッシュメモリ		☒ 紙			
		☒ その他（住民基本台帳ネットワークシステム）					
⑦時期・頻度		自都道府県の他部署からの検索要求があった都度、随時。					
6. 特定個人情報の保管・消去							
①保管場所 ※		・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・都道府県においては、端末及び記録媒体を施錠管理及び入退室管理を行っている部屋に保管する。					
②保管期間	期間	☐ 20年以上		<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない			
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。					
③消去方法		都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。					
7. 備考							

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内のいずれかの市町村において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に記録された者 ※削除者を含む。
その必要性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。))
その妥当性	・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) :法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。 ・個人番号 :国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県その他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。
⑥事務担当部署	清流の国推進部市町村課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (都道府県サーバ(※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号を抽出する場合がある))	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☒ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()	
③入手の時期・頻度		戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成(出生等)が発生した都度入手する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、自都道府県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合がある。	
④入手に係る妥当性		法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町村を通じて入手し、機構に通知する必要がある。 また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。 ※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができるとされている。 ※※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。	
⑤本人への明示		都道府県知事が当該市町村の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。 ※都道府県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。	
⑥使用目的 ※		本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、自都道府県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について提供する場合がある。	
		変更の妥当性	
⑦使用の主体		使用部署 ※	清流の国推進都市町村課
		使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・自都道府県の他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け(自都道府県の他の執行機関又は他部署→附票都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する(附票都道府県サーバ→自都道府県の他の執行機関又は他部署)。 ※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。	
		情報の突合 ※	・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。
		情報の統計分析 ※	該当なし
		権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし

⑨使用開始日	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。
--------	---

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1		附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務
①委託内容		全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県サーバと同様に附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。
	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
	その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)が保存される附票都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。
③委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		○ 専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他 ()
⑤委託先名の確認方法		当県ホームページで契約情報を原則公表している。
⑥委託先名		地方公共団体情報システム機構(機構)
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾
	⑨再委託事項	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。
委託事項2		住基ネットの運用保守に関する業務
①委託内容		県で設置するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器について、運用保守業務を委託する。委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。
	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
	その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)へアクセスする際に利用するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器について、運用保守業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。

③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (原則、特定個人情報ファイルの提供は行わないが、運用保守業務上、必要がある場合は職員立会の上、代表端末又は業務端末により確認する。)
⑤委託先名の確認方法		当県ホームページで契約情報を原則公表している。
⑥委託先名		NECキャピタルソリューション株式会社 中部支店
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> ☐ 再委託する ☐ 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、事前に書面により県の承諾を得ることとしている。
	⑨再委託事項	県で設置する庁内ファイアウォール、代表端末、業務端末等の機器に関する運用保守業務。なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、再委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (1) 件 ☐ 移転を行っている (1) 件 ☐ 行っていない
提供先1	自都道府県その他の執行機関
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)
②提供先における用途	住基法別表第六に掲げる、自都道府県その他の執行機関への情報提供が認められる事務及び条例で定める事務の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく自都道府県その他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	自都道府県その他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。

移転先1		自都道府県の他部署		
①法令上の根拠		住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)		
②移転先における用途		住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。		
③移転する情報		住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく自都道府県の他部署からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。		
④移転する情報の対象となる本人の数		[100万人以上1,000万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同上		
⑥移転方法		[] 庁内連携システム [] 電子メール [○] フラッシュメモリ [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) [] 専用線 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙		
⑦時期・頻度		自都道府県の他部署からの検索要求があった都度、随時。		
6. 特定個人情報の保管・消去				
①保管場所 ※		・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・都道府県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。		
②保管期間	期間	[1年未満] ＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない		
	その妥当性	附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、自都道府県その他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。		
③消去方法		一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。		
7. 備考				

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番、25. 旧字 漢字、26. 旧氏 外字数、27. 旧氏 ふりがな、28. 旧氏 外字変更連番

(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

ア 附票本人確認情報

1. 住民票コード、2. 氏名 漢字、3. 氏名 外字数、4. 氏名 ふりがな、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所 市町村コード、8. 住所 漢字、9. 住所 外字数、10. 最終住所 漢字、11. 最終住所 外字数、12. 異動年月日、13. 旧住民票コード、14. 附票管理市町村コード、15. 附票本人確認情報状態区分、16. 外字フラグ、17. 外字パターン、18. 通知区分

イ その他

1. 個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の本人確認措置は市町村側で行うこととなっている。そのため、市町村の住基法所管課職員を対象とした説明会・研修会等において、厳格かつ適切な本人確認を行うよう周知する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	都道府県は、法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることが、システム上担保されている。（都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおいて、本人確認情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。）
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSに限定されている。市町村CSからは、専用回線を経由し、都道府県サーバへ送信される。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	本人確認情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際の通知に限定され、制度上、対象者の本人確認は市町村で行うこととなっている。市町村では、住民基本台帳に関する届出等を受ける際、窓口において、対面で身分証明（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目（フォーマット、コード）のチェックを実施する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。（市町村CS及び全国サーバにおいても同様のアプリケーションを用いている。） データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容		都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容		庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。	
		都道府県サーバは、集約センター内において、附票都道府県サーバと接続する。 なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1)都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。 (2)附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。))。	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理		[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
	具体的な管理方法	都道府県知事保存本人確認情報ファイルへのアクセスは代表端末及び業務端末から行う。両端末の使用に当たっては、次のとおりアクセス管理をする。 ・システム管理者(清流の国推進部長)は端末操作者に操作者を識別するための照合IDを付与する。その上で、業務に必要な操作者ID(権限を識別するためのID)を付与する。 ・さらに、照合情報認証(生体認証)又は操作者照合暗証番号による操作者認証(※)を行う。 ※怪我などで照合情報認証に適さない身体状況など市町村課長がやむを得ない事情があると判断したときに限る。	
アクセス権限の発効・失効の管理		[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
	具体的な管理方法	【発行】 異動等により、端末操作者に変更が生じた際に、事務管理者(所属長等)からの申請を受け、協議を行い、システム管理者(清流の国推進部長)が権限付与について可否を判断し、必要と認めた者についてのみ、アクセス権限を発行する。併せて、管理簿に権限発行の記録を残す。 【失効】 権限が不要となった職員について、事務管理者からの申し出により、速やかにシステム上で権限の失効作業を実施する。アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。	
アクセス権限の管理		[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
	具体的な管理方法	・アクセス権限の管理簿を作成し、権限の発行又は失効を行った際、その旨を記録するとともに定期的に操作者の確認を行う。 ・不正アクセスを分析するために、アプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。 ・アクセス権限の管理は、システム副管理者(市町村課長)が行う。 ・管理簿は施錠管理するとともに、データの暗号化を行う。 ・出力した操作履歴は、施錠保管する。操作履歴は、システムで自動的に生成され、編集(改ざん)を行うことはできない仕組みとなっている。	
特定個人情報の使用の記録		[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
	具体的な方法	・端末操作者は、業務端末の使用に際して、入退室管理表に利用日時、所属、氏名、利用目的を記載する。 ・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)をシステム上記録する。 ・不正な操作がないことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、7年間、安全な場所に施錠保管する。 ・出力した操作履歴は、施錠保管する。操作履歴は、システムで自動的に生成され、編集(改ざん)を行うことはできない仕組みとなっている。	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容		・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・入退室管理表にて申請者及び入室目的を事前に審査することで、端末の利用者及び利用目的を明らかにし、システム管理者が認めた者以外の入室を防ぐ。 ・端末操作者への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・全国で発生した不正アクセスの事例を端末操作者へ情報提供することで、注意喚起する。	
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・システム上、権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない。 ・県の承諾がない以上、委託先における情報の複製を行うことはできない旨、契約書上、定めている。 ・住基ネット専用の媒体を使用し、使用する職員及び端末を限定する。また、部署間で受渡しを行う場合、その都度記録を残す。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・代表端末機及び業務端末機のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に端末機管理者の承認を得る。 ・本人確認情報の開示・訂正の請求に対し、適切に対応する。 ・本人確認情報の提供状況の開示請求に対し、適切に対応する。 ・本人確認情報の帳票は施錠保管する。 ・本人確認情報の帳票を破棄する際は、記載内容が判読できないよう処分する。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託							[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク							
情報保護管理体制の確認		・委託先は、「岐阜県個人情報取扱事務委託基準」に基づき選定し、必要に応じてセキュリティ対策の実施状況について調査を行う。 ・管理体制に変化がある場合は、速やかに報告することとしている。					
特定個人情報ファイルの開覧者・更新者の制限		[制限している]		<選択肢> 1) 制限している		2) 制限していない	
	具体的な制限方法	【都道府県サーバーの運用及び監視に関する業務】 ・作業者の入退室管理を適切に行い、作業者を制限する。 ・委託先には、特定個人情報ファイルの直接的な開覧、更新権限は与えない。 ・委託先(再委託を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを 제공하는場合やバックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納させる場合が想定されるが、システムで自動的に暗号化される仕組みとなっている。 【住基ネットの運用保守に関する業務】 ・作業者を必要最小限に限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・作業者の入退室管理を適切に行い、作業時のオペレーションシステムへのログインは職員が行い、作業者のみではシステムへのアクセスができないよう管理している。また、作業時には職員が必ず立ち会おう。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルに直接アクセスする権限(照合ID、操作者ID)は付与しない。					
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[記録を残している]		<選択肢> 1) 記録を残している		2) 記録を残していない	
	具体的な方法	・システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)を7年間保存する。 ・バックアップ時の外部記録媒体の取扱記録を残す。 ・受託者から、実施した業務について報告書の提出を受ける。					
特定個人情報の提供ルール		[定めている]		<選択肢> 1) 定めている		2) 定めていない	
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	【内容】 ・県の承認がない以上、委託先から他者への提供を認めない旨契約書上に明記する。 【確認方法】 ・アクセスログの確認により、不正利用の有無を検証する。 ・必要に応じて、随時、委託先における個人情報の取扱いについて調査する。					
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	【内容】 ①集約センターには都道府県知事保存本人確認情報を専用回線を通して提供する。 ②県が設置する機器の運用保守に関する委託においては、委託先に特定個人情報を提供せず、委託業務上本人確認情報を利用する必要がある場合は、権限を有する職員が端末を操作し確認させる。 【確認方法】 ・アクセスログの確認により、不正利用の有無を検証する。 ・必要に応じて、随時、委託先における個人情報の取扱いについて調査する。					
特定個人情報の消去ルール		[定めています]		<選択肢> 1) 定めています		2) 定めていない	
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【内容】 委託先は、業務に際して得た個人情報を業務終了後直ちに県に返還する。また、県の指示又は事前の承認を得て廃棄するとき、当該情報が判読できないような必要な措置を講じる。 【確認方法】 廃棄後、適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書の提出を受ける。					
委託契約书中的特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めています]		<選択肢> 1) 定めています		2) 定めていない	
	規定の内容	委託契約書では、収集の制限、目的外利用・提供の制限、漏えい、滅失及びき損の防止、廃棄、秘密の保持、複写又は複製の禁止、事務従業者への周知、再委託の禁止、資料等の返還等、立入調査、事故発生時における報告及び事故発生時の責任等を求めている。					
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない		2) 十分に行っている 4) 再委託していない	
	具体的な方法	・再委託を行う場合、委託先から再委託届の提出を求め、理由及び監督の方法が適切と認められた場合のみ、再委託を承諾している。 ・委託先が元請として管理監督責任を負うことを確認する。 ・再委託を行う条件として、元請と再委託先との契約で秘密保持義務を課すこととし、再委託する業務は直接本人確認情報に係わらない業務を対象とする旨を定めている。 ・必要に応じて、再委託先におけるセキュリティ体制について調査を行う。					
その他の措置の内容							
リスクへの対策は十分な		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている		2) 十分である	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	都道府県知事保存本人確認情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【内容】 都道府県知事保存本人確認情報の提供・移転は、住基法及び番号法により認められた者に対してのみ行う。具体的には次のとおりである。 ・自都道府県その他部署及び他の執行機関への提供・移転に関しては、操作者の適切なアクセス管理を行い、権限を有する者へのみ提供・移転を行う。 ・機構への提供は相互認証の実施により、認証できない相手方への提供は行わない。 ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、住民基本台帳法等に基づき、手続きを確認したうえで事務を処理する。 【確認方法】 ・操作履歴を保存し、不正な利用がないことを確認する。また、異常発生時には分析を行う。 ・機構への提供に関しては、相互認証できない相手方への提供はなされないことがシステム上担保されている。 ・開示請求があった場合は、申請書、手続に係る起案書等により、適切な事務処理がなされたことを確認する。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 【機構】 全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 【開示請求】 都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、住民基本台帳法等に基づき、手続きを確認したうえで事務を処理する。 【自都道府県の機関】 照合ID、操作者ID、照合情報認証により、アクセス制限を行うほか、アクセスログを保存し、異常発生時には分析を行う。 また、自都道府県その他執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 住基ネット専用の媒体を使用し、使用する職員及び端末を限定する。また、部署間で受渡しを行う場合、その都度記録を残す。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】 【機構】 全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 【開示請求】 都道府県知事保存本人確認情報の開示請求については、請求者に対し、運転免許証等により本人確認を行う。 【自都道府県の機関】 照合ID、操作者ID、照合情報認証により、操作者の確認を行うほか、アクセスログを保存し、ID等の登録者以外のアクセスがないか確認する。 部署間で受渡しを行う場合、その都度記録を残す。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・岐阜県においては、代表端末機設置場所、記録媒体の保管場所を、生体認証により施錠管理する。また、監視カメラを設置して、入退室者を特定する。 ・各業務端末機の設置場所は施錠管理及び入退室管理簿により管理する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。OSには随時パッチ適用を実施する。また、端末機からインターネットに接続できないように物理的に又はファイアウォールやルータにより論理的にインターネットと分断する。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	市町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には住基ネットを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。また、市町村CSとの整合処理を定期的の実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は法令(住基法施行令第30条の6)に定める保存期間を経過した後に系統的に消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去・破壊等を行うとともに、外部記録媒体管理簿にその記録を残す。 ・帳票の廃棄時は、記載内容が判読できないように裁断、溶解等を行うとともに、その記録を残す。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の本人確認措置は市町村側で行うこととなっている。そのため、市町村の住基法所管課職員を対象とした説明会・研修会等において、厳格かつ適切な本人確認を行うよう周知する。 また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	都道府県は、法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることが、システム上担保されている。 また、対象者の個人番号以外の個人情報入手できないことが、システムにより担保されている。 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおいて、附票本人確認情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。)	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける附票本人確認情報の入手手段は、市町村CSIに限定されている。 市町村CSからは、専用回線を経由し、附票都道府県サーバへ送信される。 また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	附票本人確認情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際の通知に限定され、制度上、対象者の本人確認は市町村で行うこととなっている。 住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。 個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。 また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、既に削除されている者に対して、削除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。)仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。 個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※附票都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の附票本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	附票都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと附票都道府県サーバとの接続は行わない。 附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県サーバと接続する。 なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1) 附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐付けが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。))。 (2) 都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルへのアクセスは代表端末及び業務端末から行う。両端末の使用に当たっては、次のとおりアクセス管理をする。 ・システム管理者(清流の国推進部長)は端末操作者に操作者を識別するための照合IDを付与する。その上で、業務に必要な操作者ID(権限を識別するためのID)を付与する。 ・さらに、照合情報認証(生体認証)又は操作者照合暗証番号による操作者認証(※)を行う。 ※怪我などで照合情報認証に適さない身体状況など市町村課長がやむを得ない事情がある場合と判断したときに限る。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	【発行】 異動等により、端末操作者に変更が生じた際に、事務管理者(所属長等)からの申請を受け、協議を行い、システム管理者(清流の国推進部長)が権限付与について可否を判断し、必要と認めた者についてのみ、アクセス権限を発行する。併せて、管理簿に権限発行の記録を残す。 【失効】 権限が不要となった職員について、事務管理者からの申し出により、速やかにシステム上で権限の失効作業を実施する。アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・アクセス権限の管理簿を作成し、権限の発行又は失効を行った際、その旨を記録するとともに定期的に操作者の確認を行う。 ・不正アクセスを分析するために、アプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。 ・アクセス権限の管理は、システム副管理者(市町村課長)が行う。 ・管理簿は施錠管理するとともに、データの暗号化を行う。 ・出力した操作履歴は、施錠保管する。操作履歴は、システムで自動的に生成され、編集(改ざん)を行うことはできない仕組みとなっている。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・端末操作者は、業務端末の使用に際して、入退室管理表に利用日時、所属、氏名、利用目的を記載する。 ・附票本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)をシステム上記録する。 ・不正な操作がないことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により附票本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、7年間、安全な場所に施錠保管する。 ・出力した操作履歴は、施錠保管する。操作履歴は、システムで自動的に生成され、編集(改ざん)を行うことはできない仕組みとなっている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・入退室管理表にて申請者及び入室目的を事前に審査することで、端末の利用者及び利用目的を明らかにし、システム管理者が認めた者以外の入室を防ぐ。 ・端末操作者への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・全国で発生した不正アクセスの事例を端末操作者へ情報提供することで、注意喚起する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・システム上、権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない。 ・県の承諾がない以上、委託先における情報の複製を行うことはできない旨、契約書上、定めている。 ・住基ネット専用の媒体を使用し、使用する職員及び端末を限定する。また、部署間で受渡しを行う場合、その都度記録を残す。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり附票本人確認情報を表示させない。 ・代表端末機及び業務端末機のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・附票本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に端末機管理者の承認を得る。 ・附票本人確認情報の帳票は施錠保管する。 ・附票本人確認情報の帳票を破棄する際は、記載内容が判読できないよう処分する。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・委託先は、「岐阜県個人情報取扱事務委託基準」に基づき選定し、必要に応じてセキュリティ対策の実施状況について調査を行う。 ・管理体制に変化がある場合は、速やかに報告することとしている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	＜選択肢＞ 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	【附票都道府県サーバーの運用及び監視に関する業務】 ・作業者の入退室管理を適切に行い、作業者を制限する。 ・委託先には、特定個人情報ファイルの直接的な閲覧、更新権限は与えない。 ・委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新及び附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合やバックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納させる場合が想定されるが、システムで自動的に暗号化される仕組みとなっている。 【住基ネットの運用保守に関する業務】 ・作業者を必要最小限に限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・作業者の入退室管理を適切に行い、作業時のオペレーションシステムへのログインは職員が行い、作業者のみではシステムへのアクセスができないよう管理している。また、作業時には職員が必ず立ち会う。 ・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに直接アクセスする権限(照合ID、操作者ID)は付与しない。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)を7年間保存する。 ・バックアップ時の外部記録媒体の取扱い記録を残す。 ・受託者から、実施した業務について報告書の提出を受ける。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	【内容】 ・県の承認がない以上、委託先から他者への提供を認めない旨契約書上に明記する。 【確認方法】 ・アクセスログの確認により、不正利用の有無を検証する。 ・必要に応じて、随時、委託先における個人情報の取扱いについて調査する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	【内容】 ①集約センターには都道府県知事保存附票本人確認情報を専用回線を通して提供する。 ②県が設置する機器の運用保守に関する委託においては、委託先に特定個人情報を提供せず、委託業務上附票本人確認情報を利用する必要がある場合は、権限を有する職員が端末を操作し確認させる。 【確認方法】 ・アクセスログの確認により、不正利用の有無を検証する。 ・必要に応じて、随時、委託先における個人情報の取扱いについて調査する。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【内容】 委託先は、業務に際して得た個人情報を業務終了後直ちに県に返還する。また、県の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報が判読できないよう必要な措置を講じる。 【確認方法】 廃棄後、適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書の提出を受ける。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託契約書では、収集の制限、目的外利用・提供の制限、漏えい、滅失及びき損の防止、廃棄、秘密の保持、複写又は複製の禁止、事務従業者への周知、再委託の禁止、資料等の返還等、立入調査、事故発生時における報告及び事故発生時の責任等を求めている。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託を行う場合、委託先から再委託届の提出を求め、理由及び監督の方法が適切と認められた場合のみ、再委託を承諾している。 ・委託先が元請として管理監督責任を負うことを確認する。 ・再委託を行う条件として、元請と再委託先との契約で秘密保持義務を課すこととし、再委託する業務は直接附票本人確認情報に係わらない業務を対象とする旨を定めている。 ・必要に応じて、再委託先におけるセキュリティ体制について調査を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	都道府県知事保存附票本人確認情報の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【内容】 都道府県知事保存附票本人確認情報の提供・移転は、住基法及び番号法により認められた者に対してのみ行う。具体的には次のとおりである。 ・自都道府県の他部署及び他の執行機関への提供・移転に関しては、操作者の適切なアクセス管理を行い、権限を有する者へのみ提供・移転を行う。 ・機構への提供は相互認証の実施により、認証できない相手方への提供は行わない。 【確認方法】 ・操作履歴を保存し、不正な利用がないことを確認する。また、異常発生時には分析を行う。 ・機構への提供に関しては、相互認証できない相手方への提供はなされないことがシステム上担保されている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した附票連携システムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 【機構】 附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 【自都道府県の機関】 照合ID、操作者ID、照合情報認証により、アクセス制限を行うほか、アクセスログを保存し、異常発生時には分析を行う。 また、自都道府県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 専用の媒体を使用し、使用する職員及び端末を限定する。また、部署間で受渡しを行う場合、その都度記録を残す。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】 【機構】 附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 【自都道府県の機関】 照合ID、操作者ID、照合情報認証により、操作者の確認を行うほか、アクセスログを保存し、ID等の登録者以外のアクセスがないか確認する。 部署間で受渡しを行う場合、その都度記録を残す。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・附票都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・附票都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・岐阜県においては、代表端末機設置場所、記録媒体の保管場所を、生体認証により施錠管理する。また、監視カメラを設置して、入退室者を特定する。 ・各業務端末機の設置場所は施錠管理及び入退室管理簿により管理する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・附票都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。OSには随時パッチ適用を実施する。また、端末機からインターネットに接続できないように物理的に又はファイアウォールやルータにより論理的にインターネットと分断する。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[保管していない]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	—
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保存がされるのみであり、情報が更新される必要はない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報を、システムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない)。 ・磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去・破壊等を行うとともに、外部記録媒体管理簿にその記録を残す。 ・帳票の廃棄時は、記載内容が判読できないように裁断、溶解等を行うとともに、その記録を残す。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	年に一回、システム全体を管理する市町村課及び、各現地機関における業務端末管理者において評価書の記載内容についてチェックリストを用い、自己点検を行う。	
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	・特定個人情報ファイルの取扱いについて、評価書に記載したとおりに運用されていることを、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、法務・情報公開課が監査を行う。(年1回以上) ・自己点検の結果に基づき、市町村課職員が年に1回、各現地機関における管理が評価書記載内容に即して行われているか確認を行う。 ・監査結果を踏まえ、体制や規定を改善する。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・住基ネット関係職員に対して、年に1回、住基ネットの利用・管理に必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。	
3. その他のリスク対策		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	個人情報総合窓口 〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号 TEL:058-272-1138
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	
③手数料等	[無料] <選択肢> (手数料額、納付方法: 手数料は無料とするが、開示に要する費用は請求者の負担とする。) 1) 有料 2) 無料
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	住民基本台帳ネットワークシステム
公表場所	岐阜県庁1階 個人情報総合窓口
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	岐阜県 清流の国推進部 市町村課 企画行政係 〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号 TEL:058-272-8104
②対応方法	・特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせの内容について、対応記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	県民意見募集(パブリックコメント)
②実施日・期間	令和5年9月29日～令和5年10月30日・32日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	特定の者(選挙に出る人、国会議員、知事、市議会議員等)が特定個人情報を任意に閲覧しているのではないかと懸念の意見(1件)
⑤評価書への反映	無(すでにⅢ3及び5において不正に使用・提供・移転されるリスクへの対策を講じているため)
3. 第三者点検	
①実施日	令和5年11月20日
②方法	岐阜県個人情報保護審査会への諮問による第三者点検を実施
③結果	岐阜県個人情報保護審査会から、以下の答申を受けた。 【審査会の結論】 岐阜県知事が作成した「住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書(案)」については、特定個人情報保護評価指針(平成26年4月特定個人情報保護委員会告示第4号)第10の1(2)に定める適合性及び妥当性の2つの観点から審査したところ、指針に定める実施手続に適合し、かつ、その内容は、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であることから、特定個人情報保護評価が適切に行われていると認められる。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月31日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市町村課長 稲木 宏光	市町村課長 和田 真吾	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
平成29年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 提供・移転 (提供・移転の有無)	[○]提供を行っている (6件) [○]移転を行っている (12件) []行っていない	[○]提供を行っている (6件) [○]移転を行っている (13件) []行っていない	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
平成29年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 提供・移転 移転先1②移転先における用途	住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。 「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であつて総務省令で定めるもの」 他11件	住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。 「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であつて総務省令で定めるもの」 他12件	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
平成30年4月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり] [その内容]平成24年10月10日、岐阜県産業技術センターから中小企業技術者研修の開催案内を送信した際に、中小企業者等のメールアドレス(145件)を誤ってメール宛先欄に入れ送信したため、メールアドレス(145件)が漏えいした。 [再発防止策の内容]このようなことが起きることがないよう、再発防止教育を実施し、所属職員に周知徹底を図るとともに、今後外部への複数人への電子メール送信にあたっては、係長等との立会いの下でチェックを行いながら送信するなどの手順遵守を徹底することとした。	[発生あり] [その内容] 1 平成27年度事案 特定の職員が、職員ら14名分の個人情報記録されたエクセルファイルを作成、自宅のパソコンへ送受信し職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密が記録された電磁的記録を収集。 2 平成28年度事案 計397名の児童に関する氏名、性別、生年月日、傷病名、診療内容等が記載されたレセプト(診療報酬明細書)及び連名簿を紛失。 (※)個人情報の流出は確認されていない。 [再発防止策の内容] 1 平成27年度事案 次のとおり情報漏えいの防止を徹底。 ・電子メール誤送信防止システムによる第三者同報の強化。 ・電子メール送信履歴の収集。 ・外部記録媒体管理ソフトにより無許可の外部記録媒体の利用を系統的に制限。 ・外部記録媒体の利用履歴の収集。 2 平成28年度事案 次のとおり再発防止を徹底。 ・入退室管理簿により個人情報の保管場所への入退室を記録・管理。 ・ファイルタイトル及び廃棄予定年月日について、文書管理システムの廃棄結果表と現物との突合を行い、公文書の誤廃棄を防止。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 提供・移転 (提供・移転の有無)	[○]提供を行っている (6件) [○]移転を行っている (13件) []行っていない	[○]提供を行っている (3件) [○]移転を行っている (1件) []行っていない	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 提供・移転 提供先2②移転先における用途	住基法別表第六に掲げる、自都道府県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。 「特別支援学校への就学奨励に関する法律による同法第2条第1項の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて総務省令で定めるもの」他3件。	住基法別表第六に掲げる、自都道府県の他の執行機関への情報提供が認められる事務及び条例で定める事務の処理に用いる。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 提供・移転 移転先1②移転先における用途	住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。 「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であつて総務省令で定めるもの」 他12件	住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務及び条例で定める事務の処理に用いる。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
令和1年7月23日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
令和1年7月23日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容	3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。	3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和1年7月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和1年7月23日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番	1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番、25. 旧字 漢字、26. 旧氏 外字数、27. 旧氏 ふりがな、28. 旧氏 外字変更連番	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和1年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和1年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	1 平成27年度事案 特定の職員が、職員ら14名分の個人情報が記録されたエクセルファイルを作成、自宅のパソコンへ送受信し職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密が記録された電磁的記録を収集。 2 平成28年度事案 計397名の児童に関する氏名、性別、生年月日、傷病名、診療内容等が記載されたレセプト(診療報酬明細書)及び連名簿を紛失。 (※)個人情報の流出は確認されていない。	(削除)	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和5年12月18日	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	岐阜県知事は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得ることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	岐阜県知事は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務及び附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得ることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	表紙 特記事項	・本人確認情報とは、4情報（「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。）、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報のことをいう。住民基本台帳ネットワーク（以下、「住基ネット」という。）において、都道府県は、住民基本台帳法（以下、「住基法」という。）に基づき、市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。 ・住基ネットは専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構（以下、「機構」という。）が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御を行うなど厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のため、アクセス管理を行い、端末操作者を限定し、操作履歴を保存する等の対策を講じている。 ・都道府県サーバは全都道府県分を1ヶ所（集約センター）に集約し、その運用・監視を機構に委託している。	・本人確認情報とは、4情報（「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。）、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報のことをいう。住民基本台帳ネットワーク（以下、「住基ネット」という。）において、都道府県は、住民基本台帳法（以下、「住基法」という。）に基づき、市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。 ・附票本人確認情報とは、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報のことをいう。住基ネットにおいて、都道府県は、住基法に基づき、市町村からその市町村の区域内に本籍を有する者の附票本人確認情報に関する通知を受け、附票都道府県サーバに都道府県知事保存附票本人確認情報として保有する。 ・住基ネットは専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構（以下、「機構」という。）が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御を行うなど厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のため、アクセス管理を行い、端末操作者を限定し、操作履歴を保存する等の対策を講じている。 ・都道府県サーバ及び附票都道府県サーバは全都道府県分を1ヶ所（集約センター）に集約し、その運用・監視を機構に委託している。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、都道府県では、市町村と共同し、住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認の仕組みである住基ネットを構築している。 住基ネットにおいて、都道府県は、市町村が住民票の記載等を行った場合、当該住民票に係る個人番号を含む本人確認情報の通知を市町村から受け、都道府県サーバに当該本人確認情報を特定個人情報として保有することとなる。 具体的に都道府県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。（別添1を参照）	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、都道府県では、市町村と共同し、住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認の仕組みである住基ネットを構築している。 住基ネットにおいて、都道府県は、市町村が住民票の記載等を行った場合、当該住民票に係る個人番号を含む本人確認情報の通知を市町村から受け、都道府県サーバに当該本人確認情報を特定個人情報として保有することとなる。 具体的に都道府県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。（別添1（1）を参照）	事前	重要な変更
令和5年12月18日	同上	①本人確認情報の更新に関する事務 ②本人確認情報に係る自都道府県他の執行機関への提供又は他部署への移転に関する事務 ③本人確認情報の開示に関する事務 ④機構への本人確認情報の照会に関する事務 ⑤本人確認情報の検索に関する事務 ⑥本人確認情報の整合性確認に関する事務	①本人確認情報の更新に関する事務 ②本人確認情報に係る自都道府県他の執行機関への提供又は他部署への移転に関する事務 ③本人確認情報の開示に関する事務 ④機構への本人確認情報の照会に関する事務 ⑤本人確認情報の検索に関する事務 ⑥本人確認情報の整合性確認に関する事務 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担う「附票連携システム」において、市町村が戸籍の附票の記載等を行った場合、当該戸籍の附票に係る附票本人確認情報の通知を市町村から受け、附票都道府県サーバに当該附票本人確認情報を保有することとなる。なお、附票本人確認情報には、個人番号は含まれない。 具体的に都道府県では、住基法の規定に従い、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。（別添1（2）を参照） ①附票本人確認情報の更新に関する事務 ②附票本人確認情報に係る自都道府県他の執行機関への提供又は他部署への移転に関する事務 ③附票本人確認情報の開示に関する事務 ④機構への附票本人確認情報の照会に関する事務 ⑤附票本人確認情報の検索に関する事務 ⑥附票本人確認情報の整合性確認に関する事務	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	—	附票連携システム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、附票連携システムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	—	1. 附票本人確認情報の更新 : 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 : 自都道府県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報等に対応付く附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 3. 附票本人確認情報の開示 : 法律に基づく本人による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構への情報照会 : 附票全国サーバに対して住民票コード又は4情報の組合せをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	同上	—	5. 附票本人確認情報検索 : 附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索案件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 附票本人確認情報整合 : 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。具体的には、市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ②自都道府県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ③住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ④住基法に基づき、機構に対して本人確認情報を照会する。 ⑤住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 都道府県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。具体的には、市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ②自都道府県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ③住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ④住基法に基づき、機構に対して本人確認情報を照会する。 ⑤住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	同上	—	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 都道府県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	同上	—	①附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、区域内に本籍を有する者に係る最新の附票本人確認情報を管理する。具体的には、市町村からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ②自都道府県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供・移転する。 その際、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 ③本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。 ④住基法に基づき、機構に対して附票本人確認情報を照会する。 ⑤附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する附票本人確認情報との整合性を確認する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを扱う理由 ②実現が期待されるメリット	本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類（住民票の写し等）の省略が図られ、住民の負担軽減（各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約）につながることに加え、行政側においても、事務の効率化につながるが見込まれる。	本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類（住民票の写し等）の省略が図られ、住民の負担軽減（各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約）につながることに加え、行政側においても、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、事務の効率化につながるが見込まれる。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	I 基本情報 5. 個人番号の利用法令上の根拠	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） ・第7条（住民票の記載事項） ・第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の22（市町村間の連絡調整等） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正）	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） ・第7条（住民票の記載事項） ・第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の22（市町村間の連絡調整等） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正） ・第30条の44の6第3項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用）	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容	図 (備考) 1. 本人確認情報の更新に関する事務 1-①.市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。 1-②.都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。 1-③.機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。 2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 2-①.自都道府県の他の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。 2-②.都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。 ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。	(1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 図 (備考) 1. 本人確認情報の更新に関する事務 1-①.市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。 1-②.都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。 1-③.機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。 2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 2-①.自都道府県の他の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。 2-②.都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。 ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。 ※自都道府県の他の執行機関又は他部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1)により行う場合)には、都道府県サーバの代表端末を操作し、媒体連携(注2)により行う。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたるため(補足説明の追加)。
令和5年12月18日	同上	3. 本人確認情報の開示に関する事務 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。 3-②.開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。 4. 機構への情報照会に係る事務 4-①.機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。 4-②.機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。 5. 本人確認情報検索に関する事務 5-①.4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。 6.本人確認情報整合 6-①.市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。 6-②.都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。 6-③.都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。	(注1)自都道府県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。 (注2)媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。 3. 本人確認情報の開示に関する事務 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。 3-②.開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。 4. 機構への情報照会に係る事務 4-①.機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。 4-②.機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。 5. 本人確認情報検索に関する事務 5-①.4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。 6.本人確認情報整合 6-①.市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。 6-②.都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。 6-③.都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたるため(補足説明の追加)。
令和5年12月18日	同上	—	(2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 (新規に作図) (備考) 1. 附票本人確認情報の更新に関する事務 1-①.市町村において区域内に本籍を有する者の異動に関する情報を、市町村CSを通じて附票都道府県サーバに通知する。 1-②.附票都道府県サーバにおいて、市町村より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新する。 1-③.機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。 2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 2-①.自都道府県の他の執行機関又は他部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。 2-②.都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	同上	—	※検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。 ※自都道府県の他の執行機関又は他部署に対し、附票本人確認情報を一括して提供する場合（一括提供の方式（注1）により行う場合）には、附票都道府県サーバの代表端末（都道府県サーバと共用する。）を操作し、媒体連携（注2）により行う。 （注1）自都道府県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報（検索条件のリスト）を元に附票都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。 （注2）媒体連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。 3. 附票本人確認情報の開示に関する事務 3-①本人より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。 3-②開示請求者（本人）に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示する。 4. 機構への情報照会に係る事務 4-①機構に対し、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。 4-②機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。 5. 附票本人確認情報検索に関する事務 5-①4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索する。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	同上	—	6.附票本人確認情報整合 6-①市町村CSより、附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。 6-②附票都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票本人確認情報 ファイルの整合性確認を行う。 6-③附票都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	住基法第30条の6の規定により、市町村長は、住民票の記載等を行ったときは、当該住民票の記載に係る本人確認情報を市町村長（市町村CS）から都道府県知事（都道府県サーバ）へ通知することとしており、入手は妥当である。	住基法第30条の6の規定により、市町村長は、住民票の記載等を行ったときは、当該住民票の記載等に係る本人確認情報を市町村長（市町村CS）から都道府県知事（都道府県サーバ）へ通知することとしており、入手は妥当である。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたるため（脱字の修正）。
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル（都道府県知事保存本人確認情報ファイル）において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル（都道府県知事保存本人確認情報ファイル）において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたるため（脱字の修正）。
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤委託先名の確認方法	岐阜県情報公開条例に基づく開示請求	当県ホームページで契約情報を原則公表している。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたるため（より容易に委託者名を確認可能な方法を記載）。
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	岐阜県情報公開条例に基づく開示請求	当県ホームページで契約情報を原則公表している。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたるため（より容易に委託者名を確認可能な方法を記載）。
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1 ④移転する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	100万人以上1,000万人未満	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたるため（誤記の修正）。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ・都道府県においては、端末及び記録媒体を施錠管理及び入退室管理を行っている部屋に保管する。	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・都道府県においては、端末及び記録媒体を施錠管理及び入退室管理を行っている部屋に保管する。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため(リスクを明らかに軽減させる変更)。
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	—	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ①ファイルの種類	—	システム用ファイル	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ②対象となる本人の数	—	100万人以上1,000万人未満	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	—	区域内のいずれかの市町村において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に記録された者 ※消除者を含む。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	—	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する必要があるため。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目	—	10項目以上50項目未満	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	—	・識別情報 [○]個人番号 []個人番号対応符号 []その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) []その他住民票関係情報 ・業務関係情報 []国税関係情報 []地方税関係情報 []健康・医療関係情報 []医療保険関係情報 []児童福祉・子育て関係情報 []障害者福祉関係情報 []生活保護・社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報 []雇用・労働関係情報 []年金関係情報 []学校・教育関係情報 []災害関係情報 [○]その他(その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。))	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	—	・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) :法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。 ・個人番号 : 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目	—	別添2を参照。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ⑤保有開始日	—	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	—	清流の国推進部市町村課	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	—	[]本人又は本人の代理人 []評価実施機関内の他部署() []行政機関・独立行政法人等() [○]地方公共団体・地方独立行政法人(市町村) []民間事業者() [○]その他(都道府県サーバ(※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号を抽出する場合がある))	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	—	[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []電子メール [○]専用線 []庁内連携システム []情報提供ネットワークシステム []その他()	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	—	戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成(出生等)が発生した都度入手する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、自都道府県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合がある。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	—	法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町村を通じて入手し、機構に通知する必要がある。 また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。 ※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができるとされている。 ※※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	—	都道府県知事が当該市町村の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。 ※都道府県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	—	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、自都道府県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について提供する場合がある。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	—	清流の国推進部市町村課	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用者数	—	10人未満	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	—	・自都道府県の他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け(自都道府県の他の執行機関又は他部署→附票都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する(附票都道府県サーバ→自都道府県の他の執行機関又は他部署)。 ※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	—	・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析	—	該当なし。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	—	該当なし。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日	—	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	—	委託する 2件	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	—	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	—	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県サーバと同様に附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	—	特定個人情報ファイルの全体	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	—	100万人以上1,000万人未満	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	—	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	—	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)が保存される附票都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先における取扱者数	—	10人未満	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	—	[○]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他()	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤委託先名の確認方法	—	当県ホームページで契約情報を原則公表している。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	—	地方公共団体情報システム機構(機構)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑦再委託の有無	—	再委託する	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	—	書面による承諾	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑨再委託事項	—	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	—	住基ネットの運用保守に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	—	県で設置するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器について、運用保守業務を委託する。委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	—	特定個人情報ファイルの全体	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	—	100万人以上1,000万人未満	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	—	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	—	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)へアクセスする際に利用するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器について、運用保守業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」とおり、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先における取扱者数	—	10人未満	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	—	[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [○]その他(原則、特定個人情報ファイルの提供は行わないが、運用保守業務上、必要がある場合は職員立会の上、代表端末又は業務端末により確認する。)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	—	当県ホームページで契約情報を原則公表している。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	—	NECキャピタルソリューション株式会社 中部支店	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑦再委託の有無	—	再委託する	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑧再委託の許諾方法	—	原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、事前に書面により県の承諾を得ることとしている。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑨再委託事項	—	県で設置する庁内ファイアウォール、代表端末、業務端末等の機器に関する運用保守業務。なお、「①委託内容」とおり、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、再委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	—	[○]提供を行っている(1件) [○]移転を行っている(1件) []行っていない	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	—	自都道府県の他の執行機関	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	—	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	—	住基法別表第六に掲げる、自都道府県の他の執行機関への情報提供が認められる事務及び条例で定める事務の処理に用いる。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	—	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく自都道府県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数	—	100万人以上1,000万人未満	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	—	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑥提供方法	—	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]フラッシュメモリ [○]紙 [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑦時期・頻度	—	自都道府県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1	—	自都道府県の他部署	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ①法令上の根拠	—	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ②移転先における用途	—	住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ③移転する情報	—	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく自都道府県の他部署からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ④移転する情報の対象となる本人の数	—	100万人以上1,000万人未満	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	—	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ⑥移転方法	—	[]庁内連携システム []専用線 []電子メール [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]フラッシュメモリ [○]紙 [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ⑦時期・頻度	—	自都道府県の他部署からの検索要求があった都度、随時。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	—	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・都道府県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 期間	—	1年未満	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	—	附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	—	一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番、25. 旧字 漢字、26. 旧氏 外字数、27. 旧氏 ふりがな、28. 旧氏 外字変更連番	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番、25. 旧字 漢字、26. 旧氏 外字数、27. 旧氏 ふりがな、28. 旧氏 外字変更連番 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル ア 附票本人確認情報 1. 住民票コード、2. 氏名 漢字、3. 氏名 外字数、4. 氏名 ふりがな、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所 市町村コード、8. 住所 漢字、9. 住所 外字数、10. 最終住所 漢字、11. 最終住所 外字数、12. 異動年月日、13. 旧住民票コード、14. 附票管理市町村コード、15. 附票本人確認情報状態区分、16. 外字フラグ、17. 外字パターン、18. 通知区分 イ その他 1. 個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。 都道府県サーバは、集約センター内において、附票都道府県サーバと接続する。 なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1)都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。 (2)附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。))。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	【都道府県サーバーの運用及び監視に関する業務】 ・作業者の入退室管理を適切に行い、作業者を制限する。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを取り扱う場合は、自動的に暗号化される仕組みとなっており、直接的な閲覧、更新権限は与えない。 【住基ネットの運用保守に関する業務】 ・作業者を必要最小限に限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・作業者の入退室管理を適切に行い、作業時のオペレーションシステムへのログインは職員が行い、作業者のみではシステムへのアクセスができないよう管理している。また、作業時には職員が必ず立ち会う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルに直接アクセスする権限(照合ID、操作者ID)は付与しない。	【都道府県サーバーの運用及び監視に関する業務】 ・作業者の入退室管理を適切に行い、作業者を制限する。 ・委託先には、特定個人情報ファイルの直接的な閲覧、更新権限は与えない。 ・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合やバックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納させる場合が想定されるが、システムで自動的に暗号化される仕組みとなっている。 【住基ネットの運用保守に関する業務】 ・作業者を必要最小限に限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・作業者の入退室管理を適切に行い、作業時のオペレーションシステムへのログインは職員が行い、作業者のみではシステムへのアクセスができないよう管理している。また、作業時には職員が必ず立ち会う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルに直接アクセスする権限(照合ID、操作者ID)は付与しない。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため(文章を分かり易い表現に変更)。
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2 リスクに対する措置の内容	【機構】 全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供・移転はなされることがシステム上担保される。 【開示請求】 都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、住民基本台帳法等に基づき、手続きを確認したうえで事務を処理する。 【自都道府県の機関】 照合ID、操作者ID、照合情報認証により、アクセス制限を行うほか、アクセスログを保存し、異常発生時には分析を行う。 また、自都道府県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 住基ネット専用の媒体を使用し、使用する職員及び端末を限定する。また、部署間で受渡しを行う場合、その都度記録を残す。	連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 【機構】 全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされることがシステム上担保される。 【開示請求】 都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、住民基本台帳法等に基づき、手続きを確認したうえで事務を処理する。 【自都道府県の機関】 照合ID、操作者ID、照合情報認証により、アクセス制限を行うほか、アクセスログを保存し、異常発生時には分析を行う。 また、自都道府県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 住基ネット専用の媒体を使用し、使用する職員及び端末を限定する。また、部署間で受渡しを行う場合、その都度記録を残す。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3 リスクに対する措置の内容	【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】 【機構】 全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供・移転はなされることがシステム上担保される。 【開示請求】 都道府県知事保存本人確認情報の開示請求については、請求者に対し、運転免許証等により本人確認を行う。 【自都道府県の機関】 照合ID、操作者ID、照合情報認証により、操作者の確認を行うほか、アクセスログを保存し、ID等の登録者以外のアクセスがないか確認する。 部署間で受渡しを行う場合、その都度記録を残す。	【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】 【機構】 全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされることがシステム上担保される。 【開示請求】 都道府県知事保存本人確認情報の開示請求については、請求者に対し、運転免許証等により本人確認を行う。 【自都道府県の機関】 照合ID、操作者ID、照合情報認証により、操作者の確認を行うほか、アクセスログを保存し、ID等の登録者以外のアクセスがないか確認する。 部署間で受渡しを行う場合、その都度記録を残す。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため(誤記の修正)。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	・都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・岐阜県においては、代表端末機設置場所、記録媒体の保管場所を、暗証番号を要する電子キーにより施錠管理する。 ・各業務端末機の設置場所は施錠管理及び入退室管理簿により管理する。	・都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・岐阜県においては、代表端末機設置場所、記録媒体の保管場所を、生体認証により施錠管理する。 ・各業務端末機の設置場所は施錠管理及び入退室管理簿により管理する。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたるため(リスクを明らかに軽減させる変更)。
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	—	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	—	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の本人確認措置は市町村側で行うこととなっている。そのため、市町村の住基法所管課職員を対象とした説明会・研修会等において、厳格かつ適切な本人確認を行うよう周知する。 また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	—	都道府県は、法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることが、システム上担保されている。 また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないことが、システムにより担保されている。(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおいて、附票本人確認情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。)	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 リスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2 リスクに対する措置の内容	—	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける附票本人確認情報の入手手段は、市町村CSに限定されている。 市町村CSからは、専用回線を経由し、附票都道府県サーバへ送信される。 また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2 リスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	—	附票本人確認情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際の通知に限定され、制度上、対象者の本人確認は市町村で行うこととなっている。 住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。 個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	—	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。 また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	—	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、既に削除されている者に対して、削除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。)仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。 個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 リスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4 リスクに対する措置の内容	—	・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(※)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※附票都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の附票本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4 リスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1 宛名システム等における措置の内容	—	附票都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	—	庁内システムと附票都道府県サーバとの接続は行わない。 附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県サーバと接続する。 なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1)附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。))。 (2)都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用リスク1 リスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用リスク2 ユーザ認証の管理	—	行っている	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	—	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルへのアクセスは代表端末及び業務端末から行う。両端末の使用に当たっては、次のとおりアクセス管理をする。 ・システム管理者(清流の国推進部長)は端末操作者に操作者を識別するための照合IDを付与する。その上で、業務に必要な操作者ID(権限を識別するためのID)を付与する。 ・さらに、照合情報認証(生体認証)又は操作者照合暗証番号による操作者認証(※)を行う。 ※怪我などで照合情報認証に適さない身体状況など市町村課長がやむを得ない事情があると判断したときに限る。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理	—	行っている	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	—	【発行】 異動等により、端末操作者に変更が生じた際に、事務管理者(所属長等)からの申請を受け、協議を行い、システム管理者(清流の国推進部長)が権限付与について可否を判断し、必要と認めた者についてのみ、アクセス権限を発行する。併せて、管理簿に権限発行の記録を残す。 【失効】 権限が不要となった職員について、事務管理者からの申し出により、速やかにシステム上で権限の失効作業を実施する。アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の管理	—	行っている	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	—	・アクセス権限の管理簿を作成し、権限の発行又は失効を行った際、その旨を記録するとともに定期的に操作者の確認を行う。 ・不正アクセスを分析するために、アプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。 ・アクセス権限の管理は、システム副管理者（市町村課長）が行う。 ・管理簿は施錠管理するとともに、データの暗号化を行う。 ・出力した操作履歴は、施錠保管する。操作履歴は、システムで自動的に生成され、編集（改ざん）を行うことはできない仕組みとなっている。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の使用の記録	—	記録を残している	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	—	・端末操作者は、業務端末の使用に際して、入退室管理表に利用日時、所属、氏名、利用目的を記載する。 ・附票本人確認情報を扱うシステムの操作履歴（アクセスログ・操作ログ）をシステム上記録する。 ・不正な操作がないことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により附票本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、7年間、安全な場所に施錠保管する。 ・出力した操作履歴は、施錠保管する。操作履歴は、システムで自動的に生成され、編集（改ざん）を行うことはできない仕組みとなっている。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2 リスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク3 リスクに対する措置の内容	—	・システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 ・入退室管理表にて申請者及び入室目的を事前に審査することで、端末の利用者及び利用目的を明らかにし、システム管理者が認めた者以外の入室を防ぐ。 ・端末操作者への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・全国で発生した不正アクセスの事例を端末操作者へ情報提供することで、注意喚起する。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク3 リスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4 リスクに対する措置の内容	—	・システム上、権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない。 ・県の承諾がない以上、委託先における情報の複製を行うことはできない旨、契約書上、定めている。 ・住基ネット専用の媒体を使用し、使用する職員及び端末を限定する。また、部署間で受渡しを行う場合、その都度記録を残す。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4 リスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	—	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり附票本人確認情報を表示させない。 ・代表端末機及び業務端末機のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・附票本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に端末機管理者の承認を得る。 ・附票本人確認情報の帳票は施錠保管する。 ・附票本人確認情報の帳票を破棄する際は、記載内容が判読できないよう処分する。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	—	・委託先は、「岐阜県個人情報取扱事務委託基準」に基づき選定し、必要に応じてセキュリティ対策の実施状況について調査を行う。 ・管理体制に変化がある場合は、速やかに報告することとしている。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	—	制限している	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	—	【附票都道府県サーバーの運用及び監視に関する業務】 ・作業者の入退室管理を適切に行い、作業者を制限する。 ・委託先には、特定個人情報ファイルの直接的な閲覧、更新権限は与えない。 ・委託先（再委託先を含む。）には、附票本人確認情報の更新及び附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合やバックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納させる場合が想定されるが、システムで自動的に暗号化される仕組みとなっている。 【住基ネットの運用保守に関する業務】 ・作業者を必要最小限に限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・作業者の入退室管理を適切に行い、作業時のオペレーションシステムへのログインは職員が行い、作業者のみではシステムへのアクセスができないよう管理している。また、作業時には職員が必ず立ち会う。 ・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに直接アクセスする権限（照合ID、操作者ID）は付与しない。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録	—	記録を残している	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	—	・システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録（アクセスログ）を7年間保存する。 ・バックアップ時の外部記録媒体の取扱記録を残す。 ・受託者から、実施した業務について報告書の提出を受ける。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール	—	定めている	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供 に関するルール内容及び ルール遵守の確認方法	—	【内容】 ・県の承認がない以上、委託先から他者への 提供を認めない旨契約書上に明記する。 【確認方法】 ・アクセスログの確認により、不正利用の有無 を検証する。 ・必要に応じて、随時、委託先における個人情 報の取扱いについて調査する。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に 関するルール内容及び ルール遵守の確認方法	—	【内容】 ①集約センターには都道府県知事保存附票 本人確認情報を専用回線を通して提供する。 ②県が設置する機器の運用保守に関する委 託においては、委託先に特定個人情報を提供 せず、委託業務上附票本人確認情報を利用 する必要がある場合は、権限を有する職員が 端末を操作し確認させる。 【確認方法】 ・アクセスログの確認により、不正利用の有無 を検証する。 ・必要に応じて、随時、委託先における個人情 報の取扱いについて調査する。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール	—	定めている	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール 遵守の確認方法	—	【内容】 委託先は、業務に際して得た個人情報を業務 終了後直ちに県に返還する。また、県の指示 又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該 情報が判読できないよう必要な措置を講じる。 【確認方法】 廃棄後、適切な措置が講じられたことを証明 するために廃棄手順も含めた文書の提出を受 ける。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 規定	—	定めている	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 規定 規定の内容	—	委託契約書では、収集の制限、目的外利用・ 提供の制限、漏えい、滅失及びき損の防止、 廃棄、秘密の保持、複写又は複製の禁止、事 務従業者への周知、再委託の禁止、資料等の 返還等、立入調査、事故発生時における報告 及び事故発生時の責任等を求めている。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 再委託先による特定個人情 報ファイルの適切な取扱いの 確保	—	十分に行っている	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 再委託先による特定個人情 報ファイルの適切な取扱いの 確保 具体的な方法	—	・再委託を行う場合、委託先から再委託届の 提出を求め、理由及び監督の方法が適切と認 められた場合のみ、再委託を承諾している。 ・委託先が元請として管理監督責任を負うこ とを確認する。 ・再委託を行う条件として、元請と再委託先と の契約で秘密保持義務を課すこととし、再委 託する業務は直接附票本人確認情報に係わ らない業務を対象とする旨を定めている。 ・必要に応じて、再委託先におけるセキュリ ティ体制について調査を行う。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 リスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録	—	記録を残している	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	—	都道府県知事保存附票本人確認情報の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール	—	定めている	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	—	【内容】 都道府県知事保存附票本人確認情報の提供・移転は、住基法及び番号法により認められた者に対してのみ行う。具体的には次のとおりである。 ・自都道府県の他部署及び他の執行機関への提供・移転に関しては、操作者の適切なアクセス管理を行い、権限を有する者へのみ提供・移転を行う。 ・機構への提供は相互認証の実施により、認証できない相手方への提供は行わない。 【確認方法】 ・操作履歴を保存し、不正な利用がないことを確認する。また、異常発生時には分析を行う。 ・機構への提供に関しては、相互認証できない相手方への提供はなされないことがシステム上担保されている。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 リスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2 リスクに対する措置の内容	—	連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した附票連携システムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 【機構】 附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 【自都道府県の機関】 照合ID、操作者ID、照合情報認証により、アクセス制限を行うほか、アクセスログを保存し、異常発生時には分析を行う。 また、自都道府県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 専用の媒体を使用し、使用する職員及び端末を限定する。また、部署間で受渡しを行う場合、その都度記録を残す。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2 リスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3 リスクに対する措置の内容	—	【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】 【機構】 附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供・移転はなされないことがシステム上担保される。 【自都道府県の機関】 照合ID、操作者ID、照合情報認証により、操作者の確認を行うほか、アクセスログを保存し、ID等の登録者以外のアクセスがないか確認する。 部署間で受渡しを行う場合、その都度記録を残す。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3 リスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	—	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ①NISC政府機関統一基準群	—	政府機関ではない	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ②安全管理体制	—	十分に整備している	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ③安全管理規程	—	十分に整備している	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ④安全管理体制・規程の職員への周知	—	十分に周知している	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策	—	十分に行っている	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	—	・附票都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・附票都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・岐阜県においては、代表端末機設置場所、記録媒体の保管場所を、生体認証により施錠管理する。また、監視カメラを設置して、入退室者を特定する。 ・各業務端末機の設置場所は施錠管理及び入退室管理簿により管理する。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策	—	十分に行っている	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	—	・附票都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。OSには随時パッチ適用を実施する。また、端末機からインターネットに接続できないように物理的に又はファイアウォールやルータにより論理的にインターネットと分断する。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑦バックアップ	—	十分に行っている	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑧事故発生時手順の策定・周知	—	十分に行っている	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	—	発生なし	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑩死者の個人番号	—	保管していない	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 リスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク2 リスクに対する措置の内容	—	附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供 される個人番号は、自都道府県の他の執行機 関又は他部署等からの求めにより提供・移転 された後は、障害発生等により提供・移転先で 情報を受領できなかった場合に備えて一時的 に保存がされるのみであり、情報が更新され る必要はない。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク2 リスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク3 消去手順	—	定めている	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク3 消去手順 手順の内容	—	・障害発生等により提供・移転先で情報を受領 できなかった場合に備えた一時的な保存の終 了後、特定個人情報を、システムにて自動判 別し消去する(消去されたデータは、復元でき ない)。 ・磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去・破壊 等を行うとともに、外部記録媒体管理簿にその 記録を残す。 ・帳票の廃棄時は、記載内容が判読できない ように裁断、溶解等を行うとともに、その記録 を残す。	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク3 リスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	重要な変更
令和5年12月18日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ③手数料等	無料(手数料額、納付方法:)	無料(手数料額、納付方法:手数料は無料とす るが、開示に要する費用は請求者の負担とす る。)	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあた らないため(補足説明の追 加)。
令和5年12月18日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公 表 個人情報ファイル名	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保 存、指定情報処理機関への通知及び開示、訂 正等 等	住民基本台帳ネットワークシステム	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあた らないため(個人情報保護法の 施行に伴うファイル名の修 正)。
令和5年12月18日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公 表 公表場所	岐阜県庁2階 個人情報総合窓口	岐阜県庁1階 個人情報総合窓口	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあた らないため。